

日名条自治会備品貸出規程

令和2年8月23日施行

- 第1条 この規程は、日名条自治会が所有する備品（以下「備品」という。）の貸し出しについて必要な事項を定める。
- 第2条 備品は、自治会長が貸し出しし、会員の使用に供するものとする。
- 第3条 自治会長は、会員の申請に応じて備品を貸し出しするものとする。ただし自治会事業における使用を優先させるものとする。
- 第4条 備品の貸し出しを受けて使用する会員は、集会所に備え付けの備品貸出簿に所要事項を記入し、事前に自治会長の承認を受けなければならない。
- 第5条 貸し出しを受けた備品は、転貸してはならない。
- 第6条 次の各号に該当する場合は、貸し出しすることができない。
- (1) 政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。
 - (2) 営利、宣伝又はこれに類する目的に使用すると認められるとき。
 - (3) その他自治会長が使用許可をすることが適当でないと認められるとき。
- 第7条 使用者は、貸し出しを受けた備品を損傷し又は紛失した場合は、速やかにその旨を自治会長に届けなければならない。
- 2 前項の損傷又は紛失の事由が貸与を受けた会員の不注意に基づく時は、その者に対し必要な補償を要求することができる。
- 第8条 備品の利用に関連して生じた使用者の損害賠償等について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず、自治会は一切の責任を負わない。
- 第9条 貸し出しを受けた備品は、申請した期間内に確実に返還しなければならない。
- 2 期間内に返還しがたい事由の生じたときは、速やかに自治会長に届け出、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 第10条 貸し出しに伴う備品の使用料は無料とする。ただし、消耗品費、燃料費その他の実費は使用者の負担とする。